(住宅・土地統計調査)

審査メモ

1 住宅・土地統計調査の変更

住宅・土地統計調査(以下「本調査」という。)について、調査計画のうち、「報告を求める事項」「報告を求めるために用いる方法」「報告を求める期間」「調査結果の公表の方法及び期日」及び「集計事項」を、以下のとおり変更することとしている。

(1) 報告を求める者の変更

報告を求める者(以下「報告者」という。)の数について、調査票甲は約300万住戸から約320万住戸に、建物調査票は約350万住戸から約370万住戸にそれぞれ増加する。

調査票	現行	変更案	
調査票甲	約300万住戸	約320万住戸	
調査票乙	約50万住戸	約50万住戸(変更なし)	
建物調査票	約350万住戸	約370万住戸	
(参考)	約5200万世帯	約5300万世帯	
母集団の大きさ	約1億280 <u>0</u> 万人	約1億2700万人	

(審査状況)

調査票甲及び建物調査票の報告者数は、母集団を平成22年国勢調査結果から平成27年国 勢調査結果に変更したことに伴い増加するものであり、やむを得ないものと考えるが、報 告者負担の軽減余地を検討する観点から、標本設計の考え方について確認しておく必要が ある。

(論点)

各調査票の標本数は、どのような考え方に基づいて設計されているのか。

(2) 報告を求める事項の変更

ア 「東日本大震災による転居」の削除

〔調査票甲及び調査票乙〕

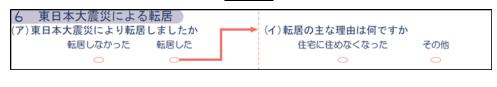
ア 「東日本大震災による転居」の削除

東日本大震災による転居の有無及び転居の主な理由を把握する調査事項を削除する。

変更案

〔削除〕

現行



本調査事項については、東日本大震災からの復興状況を把握し、復興計画推進の基礎資料等とするため、前回調査(平成25年調査)において新たに追加したものであるが、東日本大震災の発生から6年が経過し、利活用ニーズの面からも引き続き把握する必要性が低下していることから、削除することとしている。

これについては、調査の簡素化・効率化とともに、報告者負担の軽減を図るものである ことから、おおむね適当と考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

(論点)

- 1 平成25年調査において、本調査事項からどのような調査結果が得られているか。
- 2 1の調査結果は、復興施策等において具体的にどのように利活用されたか。
- 3 他の調査結果や行政記録情報等から代替するデータが得られるなど、本調査事項の削 除による支障等は生じないか。

イ 「前住居」の状況の削除



(審査状況)

本調査事項については、現住居及び前住居の種類(賃貸住宅や持ち家など)と組み合わせて分析し、世帯の住居異動や居住状況の変化を明らかにすることにより、地域別の住宅

需要の予測や地域における整備計画の策定等の基礎資料とするため把握してきたものである。

また、前回調査(平成25年調査)では、東日本大震災により転居した場合には、震災前の住居の所在地を記入することとし、今回削除することとしている上記アの「東日本大震災による転居」と合わせて、震災による移動状況及び居住状況の変化を把握したところである。

しかしながら、東日本大震災に伴う居住状況の変化については、前回調査で把握できたこと、また、その他利活用ニーズの面からも引き続き把握する必要性が低下していることから、削除することとしている。

これについては、調査の簡素化・効率化とともに、報告者負担の軽減を図るものである ことから、おおむね適当であると考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要があ る。

(論点)

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか(平成15年、20年及 び25年の過去3回分の調査結果)。
- 2 本調査事項から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのように利活用されていたのか。関連する施策に変更等が生じたのか。
- 3 上記2とも関連するが、これまで「前住居地」及び「現住居地」に関する情報をどのようにクロス集計し、提供してきたのか。それが今回の変更でどのように変化するのか。
- 4 削除される「前住居地」情報は、これまでどのように集計し、提供されていたか。削除される情報は、他の統計(人口移動等)で代替可能か。
- 5 これまでの調査結果及び利活用の状況等を踏まえ、本調査事項を削除しても支障等は 生じないか。
- ウ 把握対象の変更及び「現住居以外の住宅」の追加
- エ 把握対象の変更、「現住居以外の住宅(空き家)」の追加等

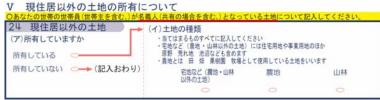
[調査票甲]

現住居以外の土地の所有状況を把握する調査事項について、以下のとおり、変更する。

- ① 把握対象を、世帯員(世帯主を含む。)が名義人となっている土地から現に所有している住宅及び土地に変更する。
- ② 「現住所以外の土地」に加え、新たに「現住所以外の住宅」の所有状況を把握する 事項を追加する。

変更案 ▼ 現住居以外の住宅及び土地の所有について 23 現住居以外の住宅 ではまるものすべてに記入し (1)居住世帯のある住宅 ア)所有していますか 親族居住用 貸家用 売却用 所有している (2)居住世帯のない住宅(空き家) 所有していない ○ 売却用 その他 貸家用 24 現住居以外の土地 イ)土地の種類 上地の/推奨 当てはまるものすべてに記入してください 宅地など (農地・山林以外の土地) には住宅用地や事業用地のほか 原野 荒れ地 池沼なども含めます 農地とは 田 畑 果樹園 牧場として使用している土地をいいます 宅地など (鞭地・山林 澱地 山林 以外の土地) (ア) 所有していますか 所有していない → (記入おわり)

現 行



[調査票乙]

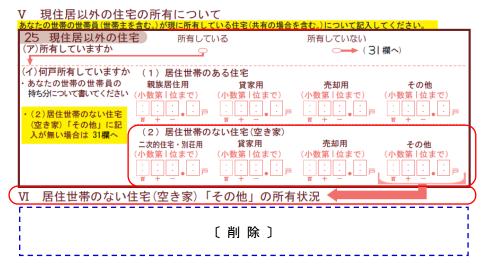
現住居以外の住宅・土地の所有状況を把握する調査事項について、以下のとおり、変更する。

- ① 把握対象を、世帯員(世帯主を含む。)が名義人となっている住宅・土地から現に 所有している住宅に変更する。
- ② 現住居以外で所有している住宅について、「居住世帯のある住宅」及び「居住世帯のない住宅(空き家)」の項目に分け、後者については、新たに「二次的住宅・別荘用」「貸家用」「売却用」及び「その他」の選択肢区分を設ける。

また、当該選択肢区分のうち「その他」に記入があった場合、矢印により「居住世帯のない住宅(空き家)「その他」の所有状況」を把握する調査事項に誘導する。

③ 「床面積の合計(延べ面積)」を把握する調査事項を削除する。

変更案



現行

▼ 現住居以外の住宅・土地の所有について ○あなたの世帯の世帯員(世帯主を含む。)が名義人(共有の場合を含む。)となっている住宅・土地について記入してください。 26 現住居以外の住宅 (ア)所有していますか 所有している 所有していない ○→(27欄へ) (イ)何戸所有していますか 親族居住用 二次的住宅・別荘用 貸家用 その他 ・あなたの世帯の世帯員の(小数第1位まで) (小数第1位まで) (小数第 | 位まで) (小数第 | 位まで) 持ち分について書いてください Liote Cijote Cijote Cijote (ウ)床面積の合計 (延べ面積) は何平方メートルですか (小数点以下は四捨五入) ・あなたの世帯の世帯員の持ち分について書いてください 又は [] [] [] [] 坪 ・現住居以外に所有しているすべての住宅の床面積の 合計(延べ面積)を書いてください

本調査事項については、家計を主に支える者の年齢、従業上の地位、世帯の年間収入階級、現住所の所有の関係と組み合わせて分析し、現住所以外に所有している住宅数や、現住所以外に住宅を所有している世帯数を明らかにし、地域別の不動産ストックの傾向や住生活基本計画の策定等の基礎資料とするため把握してきたものである。

<把握対象の変更>

こうした中で、住生活基本計画において利活用が望めない空き家の除却の推進、「土地政策の新たな方向性2016」(平成28年8月国土交通省国土審議会土地政策分科会企画部会)において低・未利用の土地・不動産ストックの有効利用の検討等が行われることとされていることを踏まえ、登記の有無に関わらず広くその実態を把握すべく把握対象に関する定義を変更するものであり、報告者が記入に当たって紛れが生じないよう変更するものでもあることから、適当と考える。

<選択肢区分の設定>

また、住生活基本計画における目標として、急増する空き家の活用・除却等の推進が掲げられるなど、政策ニーズが高まっている空き家の所有実態に関する情報の有用性を鑑みて、新たに空き家に係る用途別戸数の把握が可能となる調査事項を追加することとしている。これについては、より政策ニーズに則したデータの把握が可能となるものであり、おおむね適当と考えるが、より正確な記入の確保等の観点から、必要かつ十分なものとなっているか確認する必要がある。

<「床面積の合計(延べ面積)」の削除>

さらに、床面積の合計(延べ面積)については、結果の利用状況が相対的に少なく、利活用ニーズの面で引き続き把握する必要性が低下していることから、削除することとしている。これについては、調査の簡素化・効率化や報告者負担の軽減に資するものであることから、おおむね適当と考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

(論点)

- 1 現住居以外で所有している住宅について、「居住世帯のある住宅」に係る所有戸数について、用途別(親族居住用、二次的住宅・別荘用、貸家用及びその他)の所有割合の経年変化はどうなっているか(平成15年、20年及び25年の過去3回分の調査結果)。〔調査票乙関係〕
- 2 本調査事項の結果は、行政施策等において具体的にどのように利活用されたのか。また、今回新たに把握する調査結果はどのような利活用が見込まれているか。〔調査票甲及び調査票乙関係〕
- 3 試験調査において、今回の変更内容を踏まえた形で調査しているが、各調査事項の記入状況(未記入率)はどのようになっているか。

また、試験調査に併せて調査対象世帯に対して実施したアンケート調査により、本調査事項の記入のしやすさ等について把握しているが、その結果はどのようになっているか。 [調査票甲及び調査票乙関係]

- 4 空き家を2件など複数所有している場合、調査票乙では「持ち分」としてその実態を 記入する形となっている一方で、調査票甲では、保有件数に関係なく、「所有の有無」 「住宅の種類」を記入する形となっており、必ずしも空き家の実態が把握できないよう にも思われる設計となっている。このような把握方法を採っている理由は何か。また、 空き家の所有実態をより的確に把握する上で問題はないのか。 [調査票甲関係]
- 5 空き家に関する情報について、本調査以外に把握している統計調査、行政記録情報等

としてどのようなものがあるか(それぞれの概要等)。また、それぞれが必要な情報を 把握・提供している中で、本調査は、空き家を把握する統計調査や施策の中でどのよう な位置づけにあるのか(どのように位置づけられているか。)。〔調査票甲及び調査票 乙関係〕

また、今回調査の企画に当たって、国や地方公共団体における空き家対策の推進や連携等が図られているか。〔調査票甲及び調査票乙関係〕

6 本調査事項のうち、床面積の合計(延べ面積)について、これまでの調査結果(過去3回分)及び利活用の状況等を踏まえ、本調査事項を削除しても支障等はないか。〔調査票乙関係〕

オ 居住世帯のない住宅(空き家)「その他」の所有状況を把握する調査事項の追加

[調査票乙]

「居住世帯のない住宅(空き家)」に係る選択肢区分において「その他」を選択した場合の更問として、空き家となっている期間の長い順に3住宅目まで、「住宅の所在地」「建て方」等の5項目を把握する調査事項を追加する。

変更案

VI 2.5概	[居住世帯のない住宅(空き家)「その他」の所有状況 5種(イ)の(2) 「その他」の所有状況 5種(1)の(2) 「その他」に記した場合、居住世帯のない関係が長い住宅から順に3住宅目まで	記入してください。	
- 住宅目	26 住宅の所在地 現住居と同じ市区町村 ・政令指定都市の場合は 区名まで1 現住居と同じ市区町村 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	いてください 区町村名	
	を	中古の住宅相続・贈与	その他
以隆	降、2住宅以上所有する場合のみ記入してください。		
2住宅目	2 現住居と同じ市区町村 (地の市区町村) 1 27 建て方 28 取得方法 13	中古の住宅相続・贈与	その他のおり
3住宅目	□ 現住民と同じ市区町村 1 日本 1 日本	中古の住宅相続・贈与帯のない期間	その他

現行

〔新設〕

住生活基本計画において、急増する空き家の活用・除去の推進として、本調査結果における「空き家(その他)」の数を抑制するという成果指標が設定されている^(注)。

また、当該計画においては、地域のニーズに則した空き家対策に係る計画の策定や、既存住宅活用型市場への転換や住宅リフォーム市場規模の拡大が求められており、その際に重要となる耐震性や省エネルギー性などの空き家の「質」や、取得方法別発生量、建築時期等に係るデータを把握することは、政策的なニーズの観点から有用と考えられる。

このことを踏まえ、用途の決まっていない「空き家」の「その他」の所有状況について 詳細に把握することとしているものである。

これについては、より政策ニーズに則したデータの把握が可能となるものであることから、おおむね適当で考えるが、より正確な記入の確保等の観点から、必要かつ十分なものとなっているか確認する必要がある。

(注)賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数は、平成25年調査結果では318万戸であり、今後空き家対策を加味しない民間シンクタンクの推計値では平成35年には約500万戸が見込まれるところ、住生活基本計画においては既存住宅の流通促進等により、平成37年には空き家の増加を約100万戸抑制した約400万戸程度におさえる目標を掲げている。

(論点)

1 試験調査において、今回の変更内容を踏まえた形で調査しているが、各調査事項の記入状況(未記入率)はどのようになっているか。

また、試験調査に併せて調査対象世帯に対して実施したアンケート調査により、本調査事項の記入のしやすさ等について把握しているが、その結果はどのようになっているか。

- 2 「調査票の記入のしかた」について、具体的にどのような工夫等を行う予定か(現時 点におけるイメージ案)。
- 3 試験調査やアンケート結果等も踏まえ、今回の変更内容は、本調査事項に係る調査結果の正確性の確保等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。

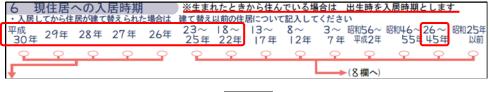
カ 「時期」に係る選択肢区分(年次区分)の変更

① 調査票甲及び調査票乙

「現住居への入居時期」「現住居の建築の時期(完成の時期)」及び「現住居の敷地の取得時期」を把握する調査事項の選択肢区分(年次区分)について、今回の調査時点に対応した形に変更するとともに、「36~45年」及び「26~35年」の区分を統合し「26~45年」に変更する。

例:「現住所への入居時期」

変更案



現行



② 調査票乙

「現住居の敷地以外に所有する宅地など(農地及び山林を除く。)の取得時期」を把握する調査事項の選択肢区分(年次区分)について、「平成23~25年」の区分を「平成28~30年」「23~27年」にそれぞれ変更するとともに、「26~45年」及び「昭和25年以前」の区分を統合し「昭和45年以前」に変更する。





現行



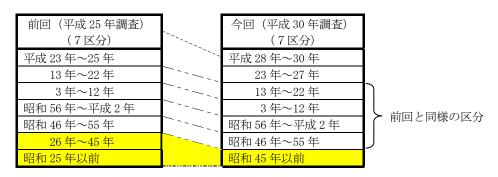
(審査状況)

選択肢区分(年次区分)について、今回の調査時点への対応等を踏まえ変更するものであり、おおむね適当と考えるが、年次区分の統合等により、利活用の面から支障等がないか確認する必要がある。

表1 「現住居への入居時期」、現住居の「建築の時期(完成の時期)」、 現住居の敷地の取得時期の選択肢区分の変更

前回(平成 25 年調査) (14 区分)		今回(平成 30 年調査) (14 区分)	
平成 25 年		平成 30 年	
24 年		29 年]
23 年		28 年	
22年		27 年	
21 年	The same of the sa	26 年	
18年~20年		23 年~25 年	
13年~17年		18年~22年	
8年~12年		13年~17年	\bigcap
3年~7年		8年~12年	
昭和56年~平成2年		3年~7年	▶ 前回と同様の区分
昭和 46 年~55 年		昭和56年~平成2年]
36 年~45 年		昭和 46 年~55 年	J
26 年~35 年		26 年~45 年	
昭和25年以前		昭和25年以前	j

表 2 現住居の敷地以外に所有する宅地など(農地及び山林を除く。)の 取得時期の選択肢区分の変更



(論点)

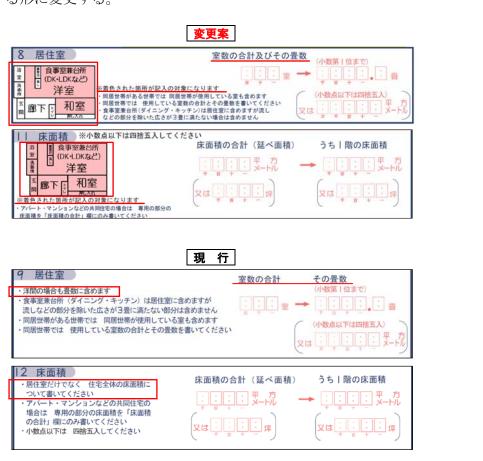
- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか(平成15年、20年及び25年の過去3回の調査結果)。
- 2 本調査事項における選択肢区分(年次区分)は、どのような考えに基づき設定されているか。建築時期について、建築基準法の大規模改正時期との整合性は図られているか。
- 3 本調査事項から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのように利活用されているのか。
- 4 過去の調査結果(年次区分別の分布状況)や利活用の状況等を踏まえ、年次区分の統合による支障等は生じていないか。

特に、現住居の敷地以外に所有する宅地など(農地及び山林を除く。)の取得時期について、「昭和45年以前」と一括りとしているが、利活用等の観点からみて支障等はないか。

キ 「居住室」及び「床面積」の記入対象部分の図示

[調査票甲及び調査票乙]

現住居の「居住室」及び「床面積」を把握する調査事項について、記入対象となる部分を図示する形に変更する。



(審査状況)

前回調査(平成25年調査)時に、「居住室の広さ」について、従前の「畳数」に加え、「平 方メートル単位」での記載も可能とする変更を行った結果、前々回調査(平成20年調査) と比べ、現住居の「床面積」に占める「居住室」の広さの割合が大きい住宅が大幅に増加 した。

このことを踏まえ、今回調査(平成30年調査)では、「床面積」及び「居住室」について 記入内容の更なる正確性の確保・向上等を図るため、調査票において「居住室」及び「床 面積」の記入対象部分が視覚的に明確になるようを図示するとともに、「調査票の記入のし かた」の記載内容の拡充を図ることとしている。

これについては、報告者が記入に当たって紛れが生じないようにするとともに、正確な 統計作成に資するものであることから、おおむね適当と考えるが、この改善措置が必要か つ十分なものとなっているか確認する必要がある。

(論点)

1 各調査事項について、データ面での経年変化はどのようになっているか(平成15年、20年及び25年の過去3回の調査結果)。特に、平成20年調査の結果に比べて、平成25 調査結果はどの程度変化しているのか。また、その具体的な要因等については、どのように分析しているか。

- 2 前回調査における両調査事項の記入状況(誤記入率)は、それぞれどのようになっているか。
- 3 本調査事項から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのように利活用されているか。
- 4 「平成30年住宅・土地統計調査試験調査」(今回の変更内容を踏まえて今年6月から7月に実施した一般統計調査。以下「試験調査」という。)において、両調査事項の記入状況(未記入率)はどのようになっているか。また、試験調査に併せて調査対象世帯を対象に実施したアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)における本調査事項の記入状況等に関する結果はどうか。
- 5 「調査票の記入のしかた」について、記載内容の拡充を図るとしているが、具体的に どのような工夫等を行う予定か(現時点におけるイメージ案)。
- 6 試験調査やアンケート結果等を踏まえ、今回の変更内容は、本調査事項に係る調査結果の正確性確保等の観点から、十分かつ適切なものとなっているか。

ク 二重以上のサッシ等に係る設問の変更

〔調査票甲及び調査票乙〕

現住居の「省エネルギー設備等」の有無を把握する調査事項の設問について、「二重 サッシ又は複層ガラスの窓はありますか」から「二重<u>以上</u>のサッシ又は複層ガラスの窓 はありますか」に変更する。



(審査状況)

本調査事項において、三重以上のサッシの住宅を所有する世帯が誤って「ない」の選択 肢を回答することのないよう、設問を変更することとしている。

これについては、報告者が記入に当たって紛れが生じないよう適切な表記とするものであることから、適当と考える。

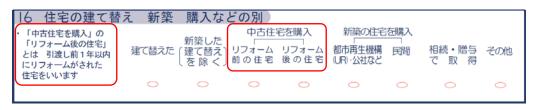
ケ 「住宅の建て替え・新築・購入などの別」の選択肢区分の分割等

[調査票甲及び調査票乙]

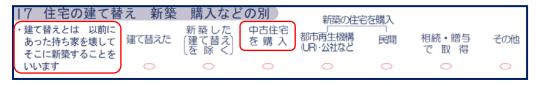
現住居の「住宅の建て替え・新築・購入などの別」を把握する調査事項について、以下のとおり、変更する。

- ① 選択肢区分のうち「中古住宅を購入」を「リフォーム前の住宅」と「リフォーム後の住宅」に分割する。
- ② 「リフォーム後の住宅」に係る注釈を追加し、建て替えに係る注釈は「調査票の記入のしかた」に移行する。

変更案



現行



(審査状況)

住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づき策定される住生活基本計画(全国計画) (注)(以下「住生活基本計画」という。)では、住宅ストックの活用促進を図ることとされており、中古住宅市場において求められている中古住宅の形態を知る指標として、購入された中古住宅のリフォーム状況の把握は政策ニーズの観点からも有用と考えられる。

このことを踏まえ、今回調査(平成30年調査)では、従前の選択肢区分のうち中古住宅の購入に係る選択肢区分を分割するとともに、記入に当たって特に注意を要する「リフォーム後の住宅」の定義を注釈として追加することとしている。

これについては、より政策ニーズに則したデータの把握を可能とし、報告者の記入にも 配慮したものであることから、おおむね適当と考えるが、利活用ニーズへの対応及びより 正確な記入の確保等の観点から、必要かつ十分なものとなっているか確認する必要がある。

(注) 現行の住生活基本計画(全国計画)の計画期間は平成28年度~37年度であり、平成28年3月18日に閣議決定されている。また、同計画は政策評価や社会経済情勢の変化等を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行うこととされている。

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか(平成15年、20年及び25年の過去3回分の調査結果)。
- 2 本調査事項から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのように利活用されたのか。
- 3 中古住宅の購入に係る選択肢区分の分割により把握した調査結果は、具体的にどのような行政施策等への利活用が見込まれるのか。

4 「リフォーム後の住宅」について、「引渡し前1年以内にリフォームがされた住宅」と定義するのはどのような考え方等によるものか。利活用等の観点からみて適切か。また、例えば、購入した中古住宅のリフォームが1年よりも前になされていた場合、どの選択肢に記入することになるのか。

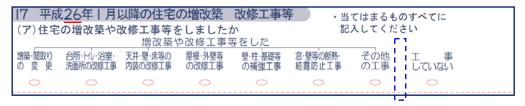
コ 「平成26年1月以降の住宅の増改築 改修工事等」を把握する調査事項の変更

[調査票甲及び調査票乙]

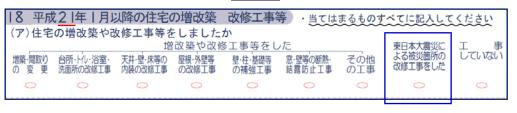
現住居の「平成26年1月以降の住宅の増改築・改修工事等」について、以下のとおり、変更する。

- ① 設問の名称を「平成21年1月以降の住宅の増改築 改修工事等」から「平成26年1 月以降の住宅の増改築 改修工事等」に変更する。
- ② 選択肢区分のうち、「東日本大震災による被災箇所の改修工事をした」を削除する。

変更案



現行



(審査状況)

本調査事項は、前回調査(平成25年調査)の翌年以降に行われた住宅の増改築・改修工事等を把握するものであり、今回調査時点に対応した年次に変更することとしている。

また、本調査事項のうち、東日本大震災による被災箇所の改修工事の実施状況については、復興計画推進の基礎資料等とするため、前回調査(平成25年調査)において選択肢を追加したものであるが、東日本大震災の発生から6年が経過し、利活用ニーズの面からも引き続き把握する必要性が低下していることから、削除することとしている。

これらについては、適切な年次表記への変更や、調査の簡素化・効率化、報告者負担の 軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えるが、東日本大震災関係の選択肢区 分の削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

- 1 平成25年調査における本調査事項の結果は、どのようになっているか(東日本大震災 関係前後の調査結果の比較)。
- 2 本調査事項から得られたデータは、行政施策等において具体的にどのように利活用されたか。

- 3 平成25年調査の結果及びその利活用状況を踏まえ、東日本大震災関係の選択肢区分を 削除しても支障等はないか。
- 現住居以外の土地の「土地の種類及び所有総数」の変更
- シ 現住居の敷地以外に所有する農地・山林の所在地及び「面積の合計」の変更

[調査票乙]

「農地・山林」を「農地」と「山林」に分割し、「農地の所在地」及び「面積の合計」、 「山林の所在地」及び「面積の合計」について、それぞれ2市区町村目まで記入できる よう変更する。

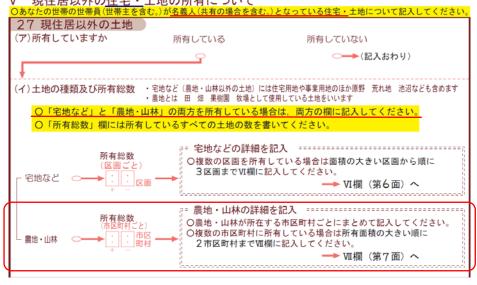
<現住居以外の土地関係>

変更案

Ⅲ 現住居以外の土地の所有について あなたの世帯の世帯員(世帯主を含む。)が現に所有している土地(共有の場合を含む。)について記入してください。 3 現住居以外の土地 所有している 所有していない (ア)所有していますか ○→ (記入おわり) (イ)土地の種類及び所有総数 ・ 宅地など (驀地又は山林以外の土地) には住宅用地や事業用地のほか原野 荒れ地 池沼なども含めます - 農地とは 田 畑 果樹園 牧場として使用している土地をいいます 〇所有している全ての欄に記入してください ○「所有総数」欄には所有しているすべての土地の数を書いてください g= 宅地などの詳細を記入 ================ (区画ごと) ○複数の区画を所有している場合は面積の大きい区画から順に 宅地など 3区画まで呱欄に記入してください **→ WI 欄へ** - 農地の詳細を記入 所有総数 ○農地が所在する市区町村ごとにまとめて記入してください ○複数の市区町村に所有している場合は所有面積の大きい順に ・ 市区 町村 農地 2市区町村まで区欄に記入してください → 区欄(第8面)へ 山林の詳細を記入 〇山林が所在す^{スナ} 〇複数の 所有総数 (市区町村ごと) ▶ : : 市区 + -〇山林が所在する市区町村ごとにまとめて記入してください 〇複数の市区町村に所有している場合は所有面積の大きい順に 11174 2市区町村までX欄に記入してください → X欄(第8面)へ

現行

V 現住居以外の住宅・土地の所有について



	変更案
IX	現住居の敷地以外に所有する農地
ित	「区町村目
所」	39 <u>農地</u> の所在地 ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください を関する
所有している農地	現住居と同じ市区町村 一
市区町村目	40 面積の合計 (小数点以下は四捨五入)
地地	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :
2 ਜੋ	5区町村目 <u>農地を2市区町村以上所有する場合のみ記入してください。</u>
100	39 <u>農地の所在地・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください。</u>
所有している農地	「現住居と同じ市区町村 「一部名」 「中部名」 「中部名」 「日本名」 「日本日」 「日本名」 「日本日」 「日」 「日本日」 「
区町村	他の市区町村 → (小数点以下は四格五人)
農地	
X	現住居の敷地以外に所有する山林
	「区町村目 ○山林が所在する市区町村ごとにまとめて記入してください。 ○面積については、あなたの世帯の世帯員の持ち分について書いてください。
所,	・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください
所有している山林	現住居と同じ市区町村 一本部名 区町村名 他の市区町村
市区町村目	42 面積の合計 (小数点以下は四捨五入)
林	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 ਜੋ	「区町村目 山林を2市区町村以上所有する場合のみ記入してください。
	4 山林の所在地 ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください
所有している山林	超道府県名 中部名 区町村名 現住居と同じ市区町村 →
有している山口市区町村目	42 面積の合計 (小数点以下は四捨五人)
林	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	現 <u>行</u>
	現住居の敷地以外に所有する農地 <u>・山林</u> 「区町村目」
1 市	現住居の敷地以外に所有する農地・山林 区町村目
1 市	区町村目 ○農地・山林が所在する市区町村ごとにまとめて記入してください。 ○面積については、あなたの世帯の世帯員の持ち分について書いてください。 35 農地・山林の所在地 ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください
1 市	区町村目 ○農地・山林が所在する市区町村ごとにまとめて記入してください。 ○面積については、あなたの世帯の世帯員の持ち分について書いてください。 35 農地・山林の所在地 ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください 現住居と同じ市区町村 他の市区町村 (左づめ記入) 都道 府県 市郡 府県
一 所有している農地・一市区町村日	区町村目
一 所有している農地・一市区町村日	区町村目
一 所有している農地 一市区町村	区町村目
一 所有している農地・山林 一市区町村目	区町村目 ○農地・山林が所在する市区町村ごとにまとめて記入してください。 35 農地・山林の所在地 ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください
一 所有している農地・山林 2 市 一 市 一 市 一 市 一 市 一 市	区町村目
一 所有している農地・山林 2 市区町村目 市	区町村目 ○農地・山林が所在する市区町村ごとにまとめて記入してください。 面積については、あなたの世帯の世帯員の持ち分について書いてください。 35 農地・山林の所在地 ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください 現住居と同じ市区町村 他の市区町村 他の市区町村 (小数点以下は四捨五入) 原県 (小数点以下は四捨五入) 「は山林の合計」」」」」」」」」
一 所有している農地・山林 2 市 一市区町村目 市	区町村目
- 所有している農地・山林 2 所有している - 市区町村目 1 市 2 市区	区町村目

本調査事項は、現住所の敷地外に所有する農地及び山林の所在地及び面積を明らかにすることにより、住生活基本計画の策定等の基礎資料とするため把握してきたものである。また、住生活基本計画では、地域ごとの需要を見極め、農地・山林等の新規開発による供給から、既成市街地内における改修・建て替え等の推進や低・未利用地等の土地利用転換による供給を中心とする方向に転換していくこととされており、世帯が所有する土地について詳細なデータを把握することは、政策的なニーズの観点から有用と考えられる。

このようなことを踏まえ、従前、まとめて把握していた「農地・山林」について、「農地」と「山林」に分割し、所在地や面積の合計を区別し把握できるよう変更することとしている。

これについては、より政策ニーズに則したデータの把握が可能となるものであることから、おおむね適当と考えるが、より正確な記入の確保等の観点から、必要かつ十分なものとなっているか確認する必要がある。

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか(平成15年、20年及 び25年の過去3回分の調査結果)。
- 2 本調査事項の結果は、行政施策等において具体的にどのように利活用されたのか。
- 3 試験調査において、今回の変更内容を踏まえた形で調査しているが、各調査事項の記入状況(未記入率)はどのようになっているか。また、試験調査に併せて調査対象世帯に対して実施したアンケート調査により、本調査事項の記入のしやすさ等について把握しているが、その結果はどのようになっているか。
- 4 試験調査やアンケート結果等も踏まえ、今回の変更内容は、本調査事項に係る調査結果の正確性の確保等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。

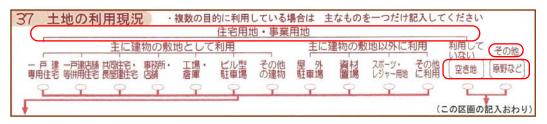
ス 現住居の敷地以外に所有する宅地などの「土地の利用現況」の選択肢区分の変更

[調査票乙]

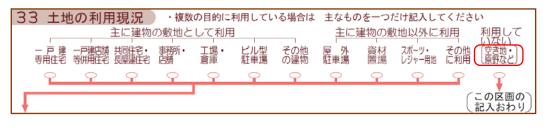
現住居の敷地以外に所有する宅地などの「土地の利用現況」を把握する調査事項において、以下のとおり、変更する。

- ① 選択肢区分のうち、「利用していない(空き地・原野など)」を「利用していない(空き地)」と「その他(原野など)」に分割する。
- ② 「主に建物の敷地として利用」「主に建物の敷地以外に利用」「利用していない(空き地)」の選択肢を総括する「住宅用地・事業用地」の区分を追加する。

変更案



現行



(審査状況)

「土地政策の新たな方向性2016」において、低・未利用の土地・不動産ストックの有効利用の検討を行うこととされている。

その検討の基礎資料を得るため、今回調査(平成30年調査)では、本調査事項において、 現住居の敷地以外に所有する宅地などの土地の利用現況について、低利用地(空き地)と 未利用地(原野など)を区分して把握可能となるよう、選択肢区分のうち、「利用していない(空き地・原野など)」を「利用していない(空き地)」と「その他(原野など)」に分割することとしている。

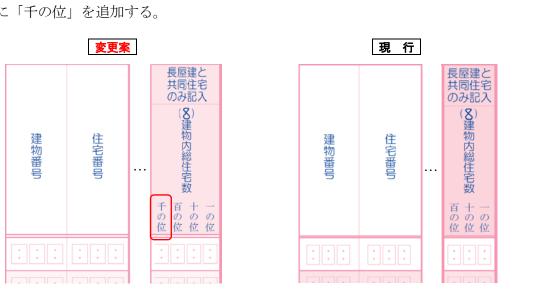
また、回答に当たって、選択肢中、住宅用地又は事業用地として整備されている土地と 未利用地である「その他(原野など)」が明確に区別できるようにするため、「住宅用地・ 事業用地」の区分を追加することとしている。

これについては、利活用ニーズに対応するとともに、報告者が記入に当たって紛れが生じないように配慮するものであることから、適当であると考える。

「建物内総住宅数」の変更 セ

〔建物調査票〕

長屋建及び共同住宅の「建物内総住宅数」を把握する調査事項において、記入欄の桁 数に「千の位」を追加する。

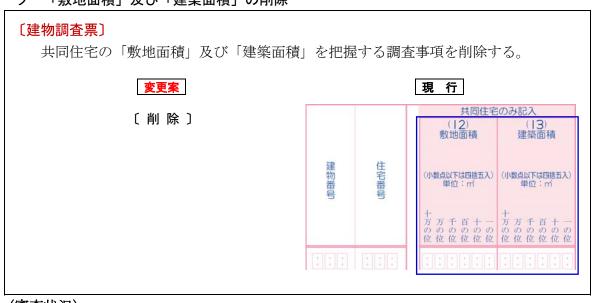


(審査状況)

本調査事項において、長屋建及び共同住宅(マンション等)内にある総住宅数の記入欄 に、新たに「千の位」を追加することとしている。

これについては、都市部を中心に、1棟で1,000住戸以上ある大型マンションが普及して いる実態を踏まえたものであることから、適当であると考える。

「敷地面積」及び「建築面積」の削除



(審査状況)

本調査事項については、住宅の敷地面積の割合からみた敷地の利用状況や、共同住宅の 類型別(持ち家、民営、公営等の別)の建築面積の分布状況を明らかにし、宅地対策の基 礎資料とするため把握してきたものである。

しかしながら、マンションの建物の形状が多様化・複雑化しており、調査員が外観によ り把握することがより困難となっており、かねてから調査員が管理人に確認するなどして 対応している場合も多く、調査経由機関である都道府県からは、調査員事務の負担が大きいとの意見もあったこと、また、利活用ニーズの面からも引き続き把握する必要性が低下していることから、削除することとしている。

これについては、調査の簡素化・効率化とともに、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当であると考えるが、削除に伴う支障等がないか確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか(平成15年、20年及 び25年の過去3回分の調査結果)。
- 2 本調査事項の結果は、行政施策等において具体的にどのように利活用されたのか。
- 3 これまでの調査結果及び利活用の状況等を踏まえ、本調査事項を削除しても支障等はないか。

(3) 報告を求めるために用いる方法の変更等

ア オンライン調査に係るID・パスワードの配布方法の変更

平成25年調査では、紙の調査票とオンライン回答用のID・パスワードを同時に配布(同時配布方式)したが、30年調査では、先行してID・パスワードを配布した上で、その一定期間後に紙の調査票を配布(二段階配布方式)する形に変更する。

(審査状況)

本調査は前回の平成25年調査においてオンライン調査の全面導入が図られ、その回答率は約8%であった。一方、平成27年国勢調査は、先行方式によるオンライン調査の全国展開を実施・導入し、その回答率は約37%であった。

こうしたことから、調査実施者は、今回調査からよりオンライン回答率の向上が期待できる方式として「二段階配布方式」による実施を計画しており、当該方式は試験調査でもその効果が確認されており(注)、おおむね適当と考えるが、今回変更が実効性等の確保に資するものとなっているか確認する必要がある。

(注) 試験調査におけるオンライン回答率は25.6%である。

- 1 オンライン調査に係る「同時配布方式(並行方式)」及び「二段階配布方式」は、スケジュール等の面においてどのような違いがあるのか。それぞれのメリット、デメリットは何か。
- 2 本調査の平成25年調査におけるオンラインの回答状況はどうだったか。また、試験調査における回答状況や、報告状況の検証・分析結果はどうか。また、各府省にはどのような情報を提供したのか(後述の「2 今後の課題への対応状況」関係)。
- 3 上記1及び2とも関連するが、本調査において、「二段階配布方式」を導入する理由 や経緯等は何か。
- 4 以上のことを踏まえ、当該取組により、地方事務の負担軽減、円滑化にどのような効果が見込まれると考えているか(なるべく具体の効果がイメージできるよう説明願いたい。)。

イ 郵送により調査票を市町村に提出できる仕組みの導入

調査票について、報告者の利便性向上や調査員の事務負担の軽減等の観点から、従来の オンラインによる提出又は調査員への提出に加え、郵送による提出も可能とするよう変更 する。

(審査状況)

調査票の郵送による提出は、単身世帯や共働き世帯などの面接困難世帯の増加などから、 調査の円滑な実施が困難となっている状況を踏まえ、導入を計画しているものであり、お おむね適当と考えるが、他の大規模調査における実施状況や、本調査において実施する際 に留意すべき点などについて確認する必要がある。

(論点)

- 1 試験調査における状況はどうだったのか。今回調査の実施に向けた問題点や改善点はなかったか。
- 2 他の大規模調査における郵送回収の導入は、市町村の実情に応じ、当該市町村の判断により郵送回収を行わないことも可能とするものであった中で、その実施状況はどうだったか(全市町村における郵送回収方法の実施状況)。また、他の大規模調査における郵送回収方法については、記入不備に伴う市町村の審査事務の負担増が懸念されていた中でどのように評価しているか。当該取組を適切に実施する観点から、運用面で改善すべき点はないか。
- 3 以上のことを踏まえ、本調査の平成30年調査においてどのように取り組んでいくこと としているのか。また、当該取組により、地方事務の負担軽減、円滑化にどのような効 果が見込まれると考えているか(なるべく具体の効果がイメージできるよう説明願いた い。)。

ウ 集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託

集合住宅や社会福祉施設等における調査員事務の管理会社・運営法人への委託を可能とし、調査員業務の委託を実施する。

(審査状況)

一般的に、集合住宅等の管理人等を調査員として任命した場合は、当該集合住宅等と関係ない者を調査員とした場合に比べ、調査対象世帯の忌避感等が少なく、居住確認等の調査員業務を円滑に行うことが期待されることから、他の大規模調査において、集合住宅や社会福祉施設等における調査員事務の管理会社・運営法人への委託を可能とする変更を行い、一部市町村において実施されているところである。

本調査においても、調査のより円滑な実施等を図る観点から導入するものであり、おおむね適当と考えるが、他の大規模調査における実施状況や、本調査において実施する際に留意すべき点などについて確認する必要がある。

(論点)

- 1 他の大規模調査における管理会社・運営法人との調査員事務の委託契約の締結までの流れ等はどのようなものか。また、本調査との差異はあるのか。
- 2 他の大規模調査において市町村における調査員事務の委託取り組みはどの程度活用されたのか(市町村における実施状況)。また、当該取組を推進する観点から、運用面で改善すべき点はないか^(注)。
- 3 以上のことを踏まえ、本調査の平成30年調査においてどのように取り組んでいくこととしているのか。また、当該取組により、地方事務の負担軽減、円滑化にどのような効果が見込まれると考えているか(なるべく具体の効果がイメージできるよう説明願いたい。)。
 - (注) 例えば、平成27年国勢調査では、集合住宅等の管理人等が管理会社などに雇用されている場合は、調査員報酬を受け取ることができないとの理由から受諾してもらえないことが懸念されていた。このような中で、当該管理会社等との間で調査員業務の委託契約を締結し、当該業務に対する報酬を当該管理会社等に支払い、集合住宅等の管理人等に調査員業務を行わせることにより、円滑な調査実施が可能としていたが、運用面で問題はなかったか。

エ 提出状況管理システムの構築等

オンライン回答や郵送提出の状況を「提出状況管理システム」において、一元的に管理 する。

また、パソコン版に加えてスマートフォン版の画面の構築、英語版電子調査票の追加などオンライン調査システムの機能改善を図る。

(審査状況)

「提出状況管理システム」による調査票の提出状況の一元的管理は、回答状況を調査員に迅速かつ正確な伝達とともに、調査事務の進捗状況の適切な管理に資するものであり、また、オンライン調査システムの機能改善は報告者の利便性の向上を図るものであり、おおむね適当と考えるが、その具体的内容等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 提出状況管理システムとは、具体的などのようなものか。
- 2 今回調査において、具体的にどのようなオンライン調査システムの機能改善が図られるのか。
- 3 試験調査における状況はどうだったのか。今回調査の実施に向けた問題点や改善点は なかったか。
- 4 これらの取組により、地方事務の負担軽減、円滑化にどのような効果が見込まれると 考えているか(なるべく具体の効果がイメージできるよう説明願いたい。)。

オ コールセンターの充実・強化

世帯からのオンライン調査に係る技術的な問合せに対応するテクニカルサポート や、調査員が世帯からのオンライン回答状況を確認するための調査員専用コールセンターを設置する。

コールセンターは、平成25年調査でも設置しているが、今回、オンライン調査を「二段階配布方式」による実施を計画しており、報告者からの技術的な問合せや、報告者から調査員に対する専門的な質問が増加することが想定される。

このため、本調査では、平成27年国勢調査と同様に、民間事業者によるコールセンターにおいて、新たにテクニカルサポートや調査員専用コールセンターを設置することとしており、調査方法の変更等に伴う市町村の負担軽減方策の観点からおおむね適当と考えるが、本調査において実施する際に留意すべき点などについて確認する必要がある。

区分	概 要		
世帯用のコールセンター	本調査の基本的な質問に対応した機能		
テクニカルサポート	オンライン調査に関するシステム的な問合せ(専門的な事項)に対応した 機能		
調査員専用コールセンター	査員専用コールセンター 調査員事務の支援及びオンライン回答及び郵送回答の状況に対応した機能		

(論点)

- 1 平成 25 年調査時の照会実績等はどのようになっているのか。 (設置期間を通じた日ごとの照会実績の状況、受付時間ごとの照会実績等)
- 2 平成 25 年調査におけるコールセンターの設置、運営等について、運用面でうまくいった点は何か。また、改善すべき点はないか。
- 3 平成 27 年国勢調査におけるコールセンターの実施・運営の状況はどうだったか。また、当該取組を適切に実施する観点から、運用面で改善すべき点はないか。
- 4 今回調査の実施に向けた問題点や改善点はなかったか。
- 5 以上のことを踏まえ、本調査の平成30年調査におけるコールセンターの設置、運営等についてどのように取り組んでいくこととしているのか。
- 6 当該取組により、地方事務の負担軽減、円滑化にどのような効果が見込まれると考えているか(なるべく具体の効果がイメージできるよう説明願いたい。)。

(4) 報告を求める期間の変更

調査の実施期間及び調査票の提出期限について、「平成25年9月23日~10月24日」から「平成30年9月15日~10月23日」に変更する。

(審査状況)

今回の調査年次に対応した変更を行うとともに、前記(2)①のとおり、オンライン調査について二段階配布方式を導入し、オンライン回答のみ可能とする期間を設けることに伴い、調査期間を1週間程度延長し、調査開始時期も1週間程度前倒しすることとしている。

これについては、オンライン回答の推進を図るとともに、報告者による必要な報告期間 の確保等に配慮したものであることから、適当と考える。

(5)調査結果の公表の方法及び期日の変更

調査結果の公表の方法及び期日について、以下のとおり、変更する。

① 従来の「速報」「確報」の2段階による集計体系を見直し、「住宅数概数集計」「住

宅及び世帯に関する基本集計」「住宅の構造等に関する集計」及び「土地集計」の4段階により集計するよう変更する。

② 従来、調査終了後1年以内に「速報」、2年以内に「確報」を公表していたところ、 上記集計体系の見直しに伴い、調査終了後1年以内に「住宅数概数集計」及び「住宅及 び世帯に関する基本集計」、2年以内に「住宅の構造等に関する集計」及び「土地集計」 を公表するよう変更する。

(審査状況)

本集計体系の見直しは、最も基本となる住宅数及び世帯総数に係る結果について速報と確報の間に生じる誤差が僅かであること 等を踏まえ、従来の「速報」「確報」といった概念での公表でなく、空き家の状況など利用ニーズの高い情報を従来よりも早期に提供するなど、段階を追って公表しようとするものであり、調査終了後から第一報(第1段階の「住宅数概数集計」)までの期間は、従前の「速報」よりも約4か月の早期化が図られるとしているなど、おおむね適当と考えるが、集計体系見直しの具体的な内容等について確認する必要がある。

(注)従来、調査終了後1年以内に速報として住宅・世帯・土地に関する主要な集計事項(46表)を、その1年後に確報 して住宅・世帯・土地に関する全ての集計事項(542表)を公表していた。

しかしながら、本調査結果の利活用上、最も基本となる住宅数及び世帯総数に係る結果については、速報と確報の間に 生じる誤差は0.01%未満と僅かであることも踏まえ、利活用ニーズとの関係から可能な限り早期の提供が必要とされる結 果から速やかに提供するよう、集計・公表体系を見直し、「住宅数概数集計」(7表)及び「住宅及び世帯に関する基本 集計」(116表)については調査終了後1年以内に、「住宅の構造等に関する集計」(53表)及び「土地集計」(10表) については調査終了後2年以内に公表するよう変更することとしている。

(論点)

- 1 今回の集計体系の見直しはどのような考えによるものか。従前の「速報」「確報」に よる公表と比べてどのようなメリットがあるのか(デメリットはないのか。)。
- 2 集計体系の見直しに伴う第1段から第4段の具体的内容はどのようなものか(集計区分、集計内容、集計対象、表章地域、公表予定、結果の公表及び提供方法等)
- 3 今回の集計体系の見直しよって、例えば、平成25年調査の「速報」の結果表と今回の 第1段から第4段の結果表の再編後の対応状況はどのように変わるの(現時点における イメージ案)。
- 4 今回の集計体系の見直しよって、住宅・土地統計体系及び結果の公表・結果等の一覧 の状況はどのように変更するのか(現時点におけるイメージ案)。

(6)集計事項の変更

集計事項について、調査事項の追加、削除等に伴う所要の変更を行う。また、利活用ニ ーズの低い集計表を整理し、集計事務の効率化を図る。

(審査状況)

調査事項の追加、削除等に伴い、調査結果として作成される集計事項(集計表)の追加、 削除等を行うこととしている。

本調査結果から得られる集計事項は、政策課題(特に空き家の現状把握及びそれに係る問題への対応)を検討する上での有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも応えようとするものであること等から、おおむね適当であると考えるが、具体的に

どのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、表章区分等は適当か等 について確認する必要がある。

(論点)

- 1 調査事項の追加、削除等に伴い、集計表の表章(様式)は具体的にどのようになるのか。既存の調査事項の場合は、現行の集計表と変更後の様式のイメージはどのようなものとなるのか(主要な集計表)。
- 2 集計事項の整理に当たり、どのような考えにより利活用ニーズの低い集計表と判断したのか。
- 3 作成される集計表については、調査結果の利活用の観点からみて、十分かつ適当なも のとなっているか。
- 2 「諮問第47号の答申 住宅・土地統計調査の変更について」(平成25年2月15日付け府総委 第14号)における今後の課題への対応状況について

〔「今後の課題」における記述(抜粋)〕

オンライン調査結果の次回(平成30年)調査への反映及び各府省への情報提供

平成25年の本調査は、調査対象世帯が全国約350万世帯という最大規模の標本調査において、当該世帯に対して等しくオンライン調査を認める初めての調査であり、この実施を通じて得られるオンライン調査に関する知見は、次回の本調査(平成30年調査)のみならず、今後、他の統計調査においてオンライン調査を導入・拡大するに当たっても、極めて有用なものになると考えられる。

したがって、今回の本調査の実施に当たっては、オンライン調査の実施に伴う実査事務、コスト、記入者負担等様々な観点から、その効果や問題点、改善点等の把握に努め、得られた結果について、次回の本調査(平成30年調査)に反映させることはもとより、国勢調査等他の統計調査においてオンライン調査を実施する場合の参考となるよう各府省に情報を提供する必要がある。

(審査状況)

本課題は、前回(平成25年)調査の実施に当たって、オンライン調査の実施状況について、様々な観点からの把握に努め、次回の平成30年調査への反映はもとより、各府省に情報提供することを求めたものである。

調査実施者における課題への対応状況については、以下のとおりであり、適当と考える。

1 平成30年調査への反映

- ・ 調査票の二段階配布方式の導入のほか、パソコン版に加えてスマートフォン版の画面の構築、英語版電子調査票の追加などオンライン調査システムの機能改善、「提出状況管理システム」の構築
- ・ 世帯からのオンライン調査に係る技術的な問合せに対応するテクニカルサポートの 構築や調査員専用コールセンターを設置

2 各府省への情報提供

・ オンラインの回答状況(曜日別・時間帯別・男女別・年齢階級別)や操作性に係る アンケート結果など、オンライン調査の実施状況に係る様々な情報は、平成27年国勢調 査において活用。また、各府省担当者が参集する会議(オンライン調査推進に関するワーキンググループ^(注)等)における提供 (注)「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)に掲げられた、オンラインを利用した調査の推進に関する事項について政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うことを目的として設置された「オンライン調査推進会議」(関係府省の統計主管部局の担当課長等により構成)の下に、各検討事項に係る具体的な検討を行うために設置された課長補佐級の会議である。

3 その他

〔中長期的な視点からの調査の効率的な実施等に向けた検討〕

調査環境が厳しさを増している中、調査の効率的実施や報告者負担の軽減に資するといった視点も考慮し、中長期的な視点から、不動産登記情報や地理情報システム(GIS)等から得られる情報を活用することによる、センサス的な形での住宅や土地に関する情報のデータ整備の可能性について考えていく必要がある。

- 1 不動産登記情報や地理情報システム(GIS)では、具体的に住宅や土地に関するどのような情報が整備されているのか。このうち、本調査から得られる情報と関係するものは何か。また、これら以外に住宅や土地に関する情報を整備しているものはないか。
- 2 不動産登記情報やGIS等の活用によるデータ整備に当たって、課題や問題点としては、どのようなことが想定されるか。また、今後、これらの課題解決に当たって、貴省としてどのように考えるか。